

株式会社野村総合研究所第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）社債要項

本要項は、株式会社野村総合研究所（以下「当社」という。）が、平成28年8月19日に開催した取締役会の決議に基づき発行する株式会社野村総合研究所第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額 金100億円

2. 振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、第17項記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。かかる請求により発行される場合は無記名式とし、本社債の社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできない。

3. 各社債の金額 金1億円

4. 利率 年0.250%

5. 払込金額 各社債の金額100円につき金100円

6. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円

7. 払込期日 平成28年9月16日

8. 担保及び保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

9. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

10. 償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成38年9月16日にその総額を償還する。

(2) 本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の買入消却は、法令又は第17項記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

11. 利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、平成29年3月16日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月16日及び9月16日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算す

る。

- (4) 償還期日後は利息を付けない。ただし、償還期日に第19項記載の財務代理人に対して本社債の元金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実に支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過する日のいずれか早い日まで、第4項記載の利率による遅延損害金を付ける。
- (5) 本社債の利息の支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過する日のいずれか早い日まで、第4項記載の利率による遅延損害金を付ける。

12. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

- ① 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本項第(2)号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定しなければならない。
- ② 当社が本号①により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の特約

本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。

担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

13. 期限の利益の喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債総額について期限の利益を喪失する。
 - ① 当社が第10項第(1)号の規定に違背したとき。
 - ② 当社が第11項第(1)号の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行できないとき。
 - ③ 当社が第12項第(1)号の規定に違背したとき。
 - ④ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても元金の弁済をすることができないとき。ただし、当社が当該社債について支払期日までに資金預託をし、かつ、かかる支払期日から5銀行営業日以内に現実の支払が行われた場合は、この限りではない。
 - ⑤ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらずこれを履行できないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- ⑥ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- ⑦ 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- ⑧ 当社の株主総会が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

(2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息支払期日の翌日から期限の利益喪失日までの経過利息を付けて直ちに償還するものとする。ただし、期限の利益喪失日に資金預託がなされなかった場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実に支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過する日のいずれか早い日まで、第4項記載の利率による遅延損害金を付ける。

14. 社債権者に対する公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

15. 社債要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、法令に別段の定めがある場合を除き、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

17. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

18. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び第17項記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

19. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行